## 令和6年度【1255】通級による指導担当教員等研修 実施要項

- 1 **目 的** 通級による指導担当教員の幅広い専門性と教室運営や指導の在り方についての識見を養い、 その資質の向上を図ることで、通級指導教室の適切な運営をすすめ、もって特別支援教育の 充実に資する。
- 2 主 催 島根県教育委員会
- 3 主 管 島根県教育庁特別支援教育課

## 4 会場・開催期日

| 区分 | 管内       | 会 場                  | 期日        |  |  |
|----|----------|----------------------|-----------|--|--|
| 東部 | 松江・出雲・隠岐 | 松江合同庁舎 講堂            | 10月11日(金) |  |  |
|    |          | (松江市東津田町 1741-1)     |           |  |  |
| 西部 | 浜田・益田    | 島根県教育センター浜田教育センター 講堂 | 10月4日(金)  |  |  |
|    |          | (浜田市長沢町 1550-1)      | 10月4日(金)  |  |  |

- 5 **受 講 者** ① 小・中学校、県立ろう学校、高等学校の通級による指導担当教員(必須)
  - ② 特別支援幼児教室等担当者で希望する者(希望)
  - ③ 管理職セレクト研修で希望する者(希望)
  - ④ 聴講を希望する者(希望)
- 6 内容及び講師
  - 説 明 「県内の状況をふまえた通級による指導の充実について 〜国の動向から〜」 特別支援教育課 指導主事 池田 文昭
  - 協議 I 「子どもが在籍する園や学校との連携」

※校種混在のグループを編成

II 協議Iのまとめと全体共有

※グループごとにまとめ、発表する

○ 講 義 「今とこれからを生きる力を育む ICT 活用」

島根県立大学人間文化学部 臨床発達心理学研究室 准教授 水内 豊和

## 7 日 程 (東部・西部とも共通)

| 9:1           | 0 9: | 30 9 | :40 10 | :10 10 | 0:20 1      | 1:40 12 | 2:40 13                   | :40 13:5 | 50 16 | 5:20 16:   | 30 |
|---------------|------|------|--------|--------|-------------|---------|---------------------------|----------|-------|------------|----|
| ・受講者①②の者希望する者 | 受付   | 開講行事 | 説明     | 休憩     | 協<br>議<br>I | 昼食・休憩   | 協<br>議<br>II              | 休憩・準備    | 講     | 振 り 返 閉講行事 |    |
| ち             | (20) | (10) | (30)   | (10)   | (80)        | (60)    | (60)                      | (10)     | 義     | り          |    |
| 受以上講外 おの記     |      |      |        |        |             |         | 受<br>付<br>(随 <sup>眼</sup> |          | (150) | (10)       |    |

## 8 連絡事項

- (1) 感染症拡大予防のため、発熱や咳など風邪の症状がある場合、無理せず休むようにしてください。また、マスクを準備し必要に応じて着用してください。
- (2) 名札(学校名と名前がわかるもの)をお持ちください。
- (3) 県教育委員会指導主事等が講師の場合は、原則講義の録音、提示資料の写真撮影を行っても構いません。ただし、外部講師に限っては、禁止とする場合があります。パソコン・タブレットの持ち込みは、ノート記録の代わりとしての使用については問題ありません。
- (4) 遅刻・早退・欠席の場合には、管理職を通じて早急に連絡してください。また、島根県教育センター研修情報システムを通して申請してください。
- (5) 駐車場の収容台数に限りがあるため、駐車できない場合があります。できるだけ公共交通機関を利用してお出かけください。
- (6) 5月から10月末まで、当センターの職員はノーネクタイ等の軽装で勤務していますので、ご理解ください。 なお、受講者の方々も、軽装でお越しください。
- (7) 昼食弁当の販売はありません。
- (8) 研修に際して配慮が必要な方は、事前に管理職を通じて担当者までご相談ください
- (9) この研修に係る旅費は、教育事務所へ指定旅費で請求してください。 (小・中学校の受講者)
- (10) 研修修了の認定については、受講すべき全日程を修了した者とします。ただし、特別な事情があった場合は 研修日程の概ね3分の2以上を出席した者とします。
- (11) この研修について不明な点がございましたら、次の担当者にお問い合わせください。

島根県教育庁特別支援教育課 指導スタッフ 池田 文昭 0852-22-6710